

環境・造園系専門職大学院評価基準

2023年4月1日

日本造園学会

はじめに

本環境・造園系専門職大学院評価基準（以下、「評価基準」という）は、社団法人日本造園学会（以下、「学会」という）が、高度専門職業人としての環境・造園系技術者を養成する専門職大学院（以下、「環境・造園系専門職大学院」という）の環境・造園技術者養成機能の維持・向上を目的に、学校教育法第 109 条に規定された認証評価機関として、環境・造園系専門職大学院の教育活動等が必要と考えられる基準に適合していることの評価（適格認定）を行うために設定したものである。

環境・造園系専門職大学院は、環境・造園に関する深い学識および卓越した能力を養うことを目的とした高度専門職業人の養成を行う教育課程を有する。すなわち、専門的知識・理論の学習と環境・造園技術の実践、理論の高度な統合を基礎にして、他職種との協働を含む管理的な能力やリーダーシップを育む教育を行うことにより、生活空間レベルから都市地域から農山漁村地域、さらに自然地域にいたる空間の総合的な環境整備・保全に関して、ランドスケープという俯瞰的視点からの高度専門技術をもって潤いのある生活空間から豊かな美しい国土・都市・地域づくり、地球環境保全を支える人材の育成を図る。

そのために、以下のような考え方に基づいて、教育の評価基準を定める。評価基準は、専門職大学院の設置基準に加えて、学会が専門職大学院における環境・造園教育に必要なかつ有益と考える基準を含んでいる。ここには、環境・造園系専門職大学院が、設置基準を充足するにとどまらず、更なる教育活動の質的向上に向けて発展して行くことを目指すことを含む。さらに、学会の評価結果を公表することにより、より一層、社会のニーズに沿った環境・造園専門職の育成を実現できるように、大学院の教育の改善や質の向上に資する方向を示すものである。

学会は、評価基準やそれに基づく評価が、環境・造園教育の主体的な向上という本来の設置目的の達成の妨げにならないよう、常に注意を払う必要がある。評価基準の解釈や適用にあたっては、環境・造園系専門職大学院の教育活動の向上に向けた自由な発想や自律性をそぐことなく、教育活動の改善に向けて、行く手を照らす役割を果たすものとなるように、よりよく活用していくことが望まれる。

学会は、日本における環境・造園系専門職大学院の教育水準の維持および向上を図ると共に、その個性的で多様な発展に資するよう、評価者や評価を受けた環境・造園系専門職大学院の意見を踏まえつつ、より適切な環境・造園系専門職大学院評価を発展させるように努めたい。

目 次

I 総説

1. 評価の目的	1
2. 評価及び評価基準	1
3. 評価の方法	1
4. 評価の実施体制	2
5. 評価の周期	3
6. 評価結果の通知及び公表	3
7. 評価結果に対する不服申立手続	3
8. 評価報告書確定後の事情の変更	3
9. 評価手数料等	3

II 評価基準

序 章 評価の概要	3
0-1 評価基準の構成	3
0-2 個別評価	4
0-3 適格認定	4
0-4 評価基準の表現方法	4
0-5 解釈指針	5
第1章 目的と学習・教育目標	5
1-1 目的	5
1-2 学習・教育目標	5
第2章 教育課程	7
2-1 教育内容	7
2-2 教育方法	9
2-3 成績評価及び課程の修了認定	9
第3章 入学者選抜	11
3-1 入学者選抜	11
3-2 収容定員と在籍者数	11
第4章 学生への支援体制	12
4-1 学習支援	12
4-2 生活支援	12
4-3 就業支援	12
4-4 障害のある学生に対する支援	13

第5章	教員組織	13
5-1	教員の資格と評価	13
5-2	専任教員の配置	14
5-3	研究者教員の配置	15
5-4	実務家教員の配置	15
5-5	専任教員の担当科目の比率	15
5-6	教員の教育研究環境	16
5-7	教育上及び研究上の職務を補助する職員の配置	16
第6章	施設、設備および図書館等	16
6-1	施設の整備	16
6-2	設備の整備	17
6-3	図書館の整備	17
第7章	教育改善	17
7-1	教育内容等の改善措置	17

I 総 説

1 評価の目的

学会は、環境・造園系専門職大学院を置く大学からの求めに応じて認証評価を実施する。その目的は、日本の環境・造園系専門職大学院における教育水準の維持及び向上を図ると共に、環境・造園系専門職大学院の個性的で多様な発展に資することである。

2 評価及び評価基準

(1) 評価及び評価基準

評価は、対象環境・造園系専門職大学院全体として学会の評価基準に適合しているか否かで判定する。

評価基準は、学校教育法第 109 条に規定する大学評価基準として策定されたものであり、7 章、50 の基準で構成されている。

評価基準は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）等を踏まえて、認証評価対象環境・造園系専門職大学院（以下、「受審校」という）に必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。

(2) 評価基準の変更手続き

評価基準の変更は以下の手続きに従って行う。

①公表及び意見照会

学会は、評価基準を変更しようとする場合、その検討段階において、事前に変更案の公表とパブリックコメント（意見公募手続）を実施すると共に、評価対象の受審校へ送付して、意見を求めるものとする。

②文部科学大臣への届出等

学会は、評価基準を変更しようとする場合、あらかじめ文部科学大臣に届出ると共に、変更後すみやかに受審校に通知するものとする。

③適用時期

変更後の評価基準は、文部科学大臣への届出と共に、受審校への通知がなされた年度（毎年 4 月を始期とし翌年 3 月を終期とする）の翌年度に、受審校が作成する自己評価報告書にかかる評価に対して適用される。但し、受審校が同意した場合には、繰り上げて適用することができるものとする。

3 評価の方法

学会は、学会が別途定めるところにより、受審校が作成した自己評価報告書その他、学会が必要と認めて入手した資料の分析・検討（書面審査）及び受審校に関する面談調査、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする現地調査を実施した上で、評価基準に従って評価を行う。

4 評価の実施体制

(1) 体制

学会は、次に掲げる体制により受審校の評価を実施する。

①専門職大学院認証評価総務委員会

専門職大学院認証評価総務委員会（以下、「総務委員会」という）は、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項の決定を行うほか、評価員の研修及び認証評価事業の実施に関する事項を決定する。

総務委員会は、日本造園学理事会（以下、「理事会」という）が選任した9名の委員をもって構成する。委員のうち3名程度が環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員、3名程度が施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者、3名程度が行政又は教育学、造園学、環境論等に関連する有識者とするを原則とする。

②専門職大学院認証評価審査委員会

専門職大学院認証評価審査委員会（以下、「審査委員会」という）は、評価報告書（原案）作成、評価員の選任、評価チームの編成のほか、総務委員会と協議して評価スケジュールの決定などの事項を実施する。

審査委員会は、理事会が選任した4名程度の審査委員会委員をもって構成する。委員のうち2名程度が環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員、1名程度が施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者、1名程度が行政又は受益者グループ代表者等の有識者とするを原則とする。

③評価チーム

評価チームは、審査委員会が受審校ごとに選任した評価員により構成される。評価チームの構成人数は原則として3名とし、環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員及び行政又は施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者から選任する。また、3名のうち1名は主査とし、2名を副査とする。

評価チームは、受審校が作成した自己評価報告書その他の資料の書面審査を行い、調査報告書（一次）にまとめ、受審校に質問事項とともに送付する。その後、現地調査を実施し、自己評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（二次）を作成する。受審校は評価チームとの討議内容に基づき、追加説明書を評価チームに提出できる。審査委員会は、調査報告書（二次）をもとに追加説明書の内容も考慮して評価報告書（原案）を作成し、受審校に提出する。受審校は評価報告書（原案）に対して意見を申し立てることができ、審査委員会はその内容も考慮して評価報告書（案）を作成し、学会理事会に提出する。

学会理事会は評価報告書（案）を審議し、評価報告書を確定させる。

④専門職大学院認証評価提訴審議委員会

専門職大学院認証評価提訴審議委員会（以下、「提訴審議委員会」という）は、受審校から不服を申し立てられた提訴内容について、それが理由あるものか否かを審議し、提訴審議の結果を理事会に報告する。提訴審議委員会は、理事会が選任した5名の委員をもって構成する。委員のうち、3名は環境・造園教育に従事する大学院専任教員、2名は学会の理事あるいは監事とするを原則とする。

⑤事務局

理事会が任命した事務局長及び所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理する。事務局は、評価事業に関する資料・情報を適切に管理する。

(2) 利害関係人

理事会、審査委員会、評価チーム、提訴審議委員会及び事務局の構成員のうち、当該受審校に専任又は役員として在職（就任予定を含む）し、あるいは5年以内に在職していた者は、当該評価対象にかかる評価に関与することができない。

(3) 守秘義務

理事会、総務委員会、審査委員会、評価チーム、提訴審議委員会及び事務局の構成員は、評価の遂行に関して取得した受審校及びその関係者に関する事項、評価に関する事項等一切の情報について守秘義務を負う。

5 評価の周期

受審校は、開設の日から5年以内に学会の評価を受け、認証評価を受けた年度の翌年から5年以内毎に評価を受けるものとする。

6 評価結果の通知及び公表

学会は、受審校について確定した評価報告書を文部科学大臣に提出すると共に、受審校に送付しかつ刊行物やホームページに掲載し公表する。

7 評価結果に対する不服申立手続

受審校は、評価結果について不服がある時は、学会が別途定めるところにより、提訴することができる。

8 評価報告書確定後の事情の変更

受審校は、学会の評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に教育課程又は教員組織に重要な変更があった時は、速やかに変更に係る事項を学会に通知しなければならない。

9 評価手数料等

学会は、評価に関して受審校の負担する評価手数料等について、別に「環境・造園系専門職大学院認証評価手数料に関する規定」に定める。

II 評価基準

序章 評価の概要

0-1 評価基準の構成

評価基準は、7章50の評価基準で構成される。

学会は、個々の評価基準について個別評価を行った上で、全体について評価基準に適合しているか否かの総合的評価判定を行う。

0-2 個別評価

個別評価は、以下に示す多段階で評価し、A、B及びCを適合、Dを不適合とする。

多段階評価内容は次のとおり。

- A：よく実施できている
- B：実施できている
- C：最低限必要な水準で実施できている
- D：実施できていない（最低限必要な水準に達していない）

0-3 適格認定

本学科は、個別評価の結果に基づき、受審校が全体として評価基準に適合しているか否かの適格認定を行う。適格認定は以下のとおり。

まず、評価基準を次の3種に分類する。

- ・法令由来基準
- ・重要基準
- ・追加基準

法令由来基準は、学校教育法や専門職大学院設置基準等の法令に由来する評価基準（Ⅱ以降で（法）で示す）で、環境・造園系専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが求められる。

重要基準は、法令由来以外で重要な評価基準（Ⅱ以降で（重）で示す）で、環境・造園系専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措置が講じられていることが求められる。

追加基準は、よりよい教育確保のための追加的基準（Ⅱ以降で（追）で示す）で、環境・造園系専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、優れている（内容的には長所として特記すべき事項）と判断される

個別評価の結果を踏まえつつ、すべての評価基準を総合的に考慮して、「適格」「不適格」と判定する。法令由来基準及び重要基準については、ひとつでも満たさない場合、原則として不適格と判定される。しかし当該評価基準の不適合の程度（逸脱の度合い）、期間、早期改善性の蓋然性、関連する評価基準の結果などを総合的に考慮し、教育機関として重大な欠陥があるとまでは認められない時は、適格と判定されることもある。追加基準は、満たさないものがあってもそれだけでは不適格とは判定されないが、不適合の程度（逸脱の度合い）、期間、早期改善性の蓋然性、関連する評価基準の結果などを総合的に考慮し、教育機関として重大な欠陥があると認められたときは、不適格と判定されることもある。

0-4 評価基準の表現方法

評価基準の表現は、次の3つで示される

- ・法令由来基準
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」等
- ・重要基準
例 「・・・であること。」「・・・されていること。」「・・・に努めていること。」等
- ・追加基準

例 「・・・が望ましい。」等

0-5 解釈指針

解釈指針は各基準に関する規則並びに各基準に係る説明及び例示を示したものである。

参考 対象法令

学校教育法、同施行令、同施行規則

大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）

大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）

専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）

専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）

第 1 章 目的と学習・教育目標

1-1 目的

1-1-1 (法)

環境・造園系専門職大学院は、当該分野において学術の理論及び応用を教授し、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とすることを学則等に定め、教員にその内容が理解されていること。

解釈指針（1-1-1-1）

「教員にその内容が理解されていること」とは、環境・造園系専門職大学院の教員が、目的を熟知し、その目的がどのように教育内容に反映されているかを明確に説明できることである。

1-1-2 (法)

環境・造園系専門職大学院においては、その目的を学内に周知し、学外に公開していること。

解釈指針（1-1-1-2）

「学内に周知し、学外に公開」とは、環境・造園系専門職大学院の職員・学生及び学外に対して、その目的を Web 等により、職員・学生だけでなく社会に公開されていることをいう。

1-1-3 (重)

上記 1-1-1 及び 1-1-2 を追求する適切な取り組みに務めていること。

1-2 学習・教育目標

1-2-1 (法)

環境・造園系専門職大学院においては、以下の内容を含む学習・教育目標を定め、教員及び学生に周知し、学外に公開されていること。

(i) 環境・造園に関する基礎的素養

(ii) 環境・造園に関する高度の専門知識及びこれを実務に応用できる能力

- (iii) 環境・造園分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力
- (iv) 継続的に学習する能力
- (v) 環境・造園分野の実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル
- (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守り、職務を果たす能力と態度

解釈指針（1-2-1-1）

1-2-1に示されている要件（i）～（vi）は、環境・造園系専門職大学院が独自の学習・教育目標を設定するにあたって、そこに含めるべき知識・能力等の要件を示している。したがって要件（i）～（vi）のそれぞれに対応して学習・教育目標を設定することもできる。その際、項目分けそのまま従う必要はなく、環境・造園系専門職大学院が掲げる目的、理念などとも連携した形で記述してもよい。

解釈指針（1-2-1-2）

要件（i）～（vi）は、つぎのことを意図して定めている。

(i) 環境・造園に関する基礎的素養

高度な専門職業人を育成する上で、環境・造園に関する基礎的素養は欠くことのできない知識・能力である。受審校として、当該分野の基礎的素養として、どのような知識を修得させ、どのような能力を身につけさせるかを学習・教育目標に具体的に記述することを求めている。

ここでいう基礎的素養とは、基礎的知識を十二分に理解し、(ii) (iii)に発展できる能力をいう。

(ii) 環境・造園に関する高度の専門知識及びこれを実務に応用できる能力

環境・造園系分野において求められる高度な専門的知識とは、周辺領域を含んで幅広く、未知の課題に対応できる専門知識をいう。それら高度の専門知識と実務に応用できる能力について、受審校が、学生にどのような知識を修得し、どのような能力を身につけさせるかについて学習・教育目標に具体的に記述することを求めている。

(iii) 環境・造園分野における複合的で複雑な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力

環境・造園分野における複合的で複雑な問題について、その構成要素や要因等を分析し、解決すべきあるいは探求すべき課題を設定し、解決策を見出し、それを実行できる能力を意味している。これらは、必ずしも解が一つでない課題に対して、種々の学問、技術を活用して、実現可能な解を見つけ出していく能力も含まれる。このことを踏まえ、学生に修得させる問題解決能力等について具体的に学習・教育目標に記述することを求めている。

(iv) 継続的に学習する能力

高度な専門職業人として、大学院修了後も自身で新たな知識や能力を獲得し、自主的に継続して学習する能力が求められる。学生に修得させる継続的学習能力について学習・教育目標に具体的に記述することを求めている。

(v) 環境・造園分野の実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネジメント力などの社会・人間関係スキル、コミュニケーション能力、プロジェクト管理能力、チームワーク能力、専門家としての責任の認識などの能力について、学習・教育目標に具体的に記述することを求めている。

(vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守り、職務を果たす能力と態度

高度な職業人として、職業倫理を理解し、その職務を遂行する過程において、常に倫理規範を守る

ための知識の修得と、態度の涵養を図ることについて、学習・教育目標に具体的に記述することを求めている。

解釈指針（1-2-1-3）

「教員及び学生に周知し、学外に公開されていること」とは、環境・造園系専門職大学院の学習・教育目標がホームページや学習案内を通じて教員及び学生に周知され、またWEB等により社会に公開されていることをいう。

1-2-2（重）

目的及び学習・教育目標が、環境・造園系専門職大学院の教育を通じて、達成されていること。

解釈指針（1-2-2-1）

環境・造園系専門職大学院の教育の成果は、学生の学業成績並びに修了者の進路及び活動状況（企業及び官公庁その他専門的な知識、技術等を必要とする職域への進路及び活動状況、技術士、登録ランドスケープアーキテクト（RLA）、樹木医等の関連資格試験の合格状況、等をいう）、造園CPD等への参加を総合的に勘案して判断されていること。

第2章 教育課程

2-1 教育内容

2-1-1（法）

環境・造園専門職大学院は、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定に基づき定める3つの方針（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」）に基づき、産業界等と連携しつつ、学生に学習・教育目標を達成できるようにカリキュラムが体系的に設計され、適切な科目が配置されていること。それらの内容が受審校に関わる学生及び教員に開示されていること。

解釈指針（2-1-1-1）

「教育課程編成・実施の方針」に掲げる方針を定めるにあたっては、「卒業認定・学位授与の方針」に掲げる方針との一貫性の確保に努めなければならない。

解釈指針（2-1-1-2）

「体系的に設計され、適切な科目が配置」とは、単なる科目の羅列ではなく、学習・教育目標の達成に必要な授業科目が開発され、高度な環境・造園技術の実践に資する授業科目が十分な量で配置・編成されるとともに、状況の変化等に対応した見直しが行われていることをいう。

また、各科目の責任範囲を明確にし、学生が身につけたい能力に対応する科目が分かるように明示されていること求められる。ただし、学習・教育目標の項目と科目が1対1に対応している必要はなく、学習・教育目標項目に対して複数科目をあてることもできる。

2-1-2 (法)

カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、適切な教育方法と授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。

解釈指針 (2-1-2-1)

「適切な教育方法と授業形態」とは、実践的演習、プロジェクト型演習、双方向講義、PBL、インターンシップ等などの教育方法と授業形態を実施していることをいう。また定期的にその内容が見直され、適宜改訂するよう努めていることが必要である。

解釈指針 (2-1-2-2)

多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる授業科目を対象として、法令の要件に適合していることが必要となる。

解釈指針 (2-1-2-3)

通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる授業科目を対象として、法令の要件に適合していることが必要となる。

2-1-3 (法)

カリキュラムに基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、学生及び教員に開示していること。またそれに従って教育及び成績評価を実施していること。

解釈指針 (2-1-3-1)

シラバスには、カリキュラム中の科目の位置づけが分かりやすく記載されていることが必要となる。

解釈指針 (2-1-3-2)

シラバスには、その教育の内容・方法・履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標及び成績の評価方法・評価基準を明示されていることが必要となる。

解釈指針 (2-1-3-3)

環境・造園系専門職大学院には、その趣旨から様々な学歴・職歴を持つ学生を受け入れるケースが多いことが予測されるため、シラバスには、履修要件(当該科目を履修するための前提知識、スキル等)が明示されていることが必要となる。

解釈指針 (2-1-3-4)

教育及び成績評価がシラバスに従って実施されていることを示す根拠資料としては、シラバス、講義資料、成績資料(試験答案、レポート等の成果物)などがあげられる。

特に、学習・教育目標達成のボーダーライン上にある成績資料は、教育の保証レベルを示す上で重要となる。

成績資料については、すべての受講生のものを保存しておく必要はないが、成績分布状況を提示できるよう配慮した上で、妥当な数のサンプルを現地調査の際に提示することが必要となる。

また、教育システムとしての継続性を確認する観点から、成績資料は直近の5年分を保存しておくこ

とが原則となる。

2-1-4 (法)

各授業科目における授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

2-2 教育方法

2-2-1 (法)

環境・造園系専門職大学院においては、少人数による密度の高い教育を行うことが基本であることに鑑み、同時に授業を行う学生数が適切な規模に維持されていること。

解釈指針 (2-2-1-1)

「適切な規模に維持されていること」とは、収容定員を大きく越えない数の学生に対して授業が行われていることをいう。

解釈指針 (2-2-1-2)

基準 2-2-1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業科目を履修する学生全員の数を指し、次に掲げる学生を含むこと。

- ① 当該授業科目を再履修している学生。
- ② 当該授業科目の履修を認められている学生及び科目等履修生。

2-2-2 (法)

環境・造園系専門職大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

- (1) 効果的に履修できるような方法で授業を実施していること。
- (2) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 (2-2-2-1)

「授業時間外における学習を充実させるための措置」としては、例えば次に掲げる事項が考えられる。

- ① 授業時間割が学生の自習時間を考慮したものである。
- ② 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されている。
- ③ 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされている。
- ④ 授業時間外の自習が可能となるように、自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられている。

2-2-3 (法)

環境・造園系専門職大学院は、履修科目の履修登録の上限を設定し、学生が 1 年間又は学期毎に履修科目として登録する単位数の上限を定めていること。

2-3 成績評価及び課程の修了認定

2-3-1 (法)

学習の成果に係る評価（以下、「成績評価」という）が、学生の能力及び資質を正確に反映するよう客観的かつ厳正なものとして行われており、成績評価の基準が設定されかつ学生に周知されていること。
解釈指針（2-3-1-1）

成績評価の基準として、科目の性質上、不適切な場合を除き、成績評価のあり方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていることが必要となる。

2-3-2（法）

修了認定に必要な在学期間及び修得単位数を、法令上の規定や受審校の学習・教育目標に対して適切に設定していること。

2-3-3（法）

学生が在籍する環境・造園系専門職大学院以外の機関における履修結果をもとに、環境・造園系専門職大学院における単位を認定する場合は、環境・造園系専門職大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないことかつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

解釈指針（2-3-3-1）

他教育機関における履修結果をもとに単位認定する場合は、環境・造園系専門職大学院において予め、単位互換・認定についての基準と手続き、審査組織等を定めた規則が取り決められ、教員と学生に周知されていることが必要となる。

解釈指針（2-3-3-2）

他教育機関における履修結果をもとにした単位認定にあつては、対象となる他教育機関の授業が本基準に準じた教育内容を持ち、適切な成績評価が行われていることを、原則として環境・造園系専門職大学院が証明することが必要となる。

2-3-4（法）

環境・造園系専門職大学院の修了要件は、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取り扱いを行うことができる。

- （1）教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を環境・造園系専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、環境・造園系専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
- （2）上項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する等の場合、これを準用すること。
- （3）教育上有益であるとの観点から、環境・造園系専門職大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、（1）による単位と合わせて環境・造園系専門職大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、環境・造園系専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

解釈指針（2-3-4-1）

修了の設定に必要な修得単位数は、環境・造園系専門職大学院が適切に設定する。

2-3-5 (法)

環境・造園系専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、専門職大学院設置基準第6条の3に該当する他の大学院と連携して授業科目（連携開設科目）を開設できる。連携開設科目は、専門職大学院設置基準第6条の3に定められた方針に沿うことで、当該環境・造園系専門職大学院が自ら開設したものとみなすことができる。

解釈指針（2-3-5-1）

環境・造園系専門職大学院は、学生が他の大学院において履修した連携開設科目について修得した単位を、環境・造園系専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

解釈指針（2-3-5-2）

修了の要件として習得すべき単位数のうち、連携開設科目により修得した単位を、当該環境・造園系専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の4分の1を超えないものとする。

第3章 入学者選抜

3-1 入学者選抜

3-1-1 (法)

環境・造園系専門職大学院は、入学者選抜について、公平性、透明性の確保を前提とし、環境・造園系専門職大学院の理念・目的に照らし、アドミッションポリシーを定め、学内外に公開していること。それを反映した選抜基準及び選抜手続きを規定していること。

解釈指針（3-1-1-1）

「アドミッションポリシーを定め、学内外に公開していること」とは、入学志願者等に対して、環境・造園系専門職大学院の理念・目的、設置の趣旨、望まれる入学者像、入学者に求める具体的要件等について、事前に周知していることをいう。

3-1-2 (法)

入学者選抜が、選抜基準及び選抜手続きに従って実施されていること。

3-1-3 (法)

学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立され、運用されていること。

3-1-4 (法)

入学者選抜にあたって、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切であること。また、その内容・方法が事前に公表されていること。

3-2 収容定員と在籍者数

3-2-1 (法)

環境・造園系専門職大学院の在籍者数については、収容定員に対してバランスを失っていないこと。
解釈指針（3-2-1-1）

「バランスを失っていないこと」とは、在籍者数が収容定員を大幅に上回っていること、又は下回っていることが恒常的なものになっていないことをいう。

第4章 学生への支援体制

4-1 学習支援

4-1-1（重）

学生が在学期間中に環境・造園系専門職大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育の成果をあげるために、環境・造園系専門職大学院の目的に照らして、履修指導、学習相談や助言体制が適切に整備されていること。

解釈指針（4-1-1-1）

履修指導においては、環境・造園系専門職大学院が掲げる目的に照らして、適切なガイダンスが実施されていることが必要となる。

解釈指針（4-1-1-2）

環境・造園系の学部出身者及び他学部出身者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われていることが必要となる。

4-2 生活支援

4-2-1（重）

学生が在学期間中に環境・造園系専門職大学院課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言や支援体制が適切に整備されていること。

解釈指針（4-2-1-1）

「学生の経済的支援」とは、奨学基金、修了生等の募金、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等の多様な措置によって、学生が奨学金制度等を利用できるように整備されていることをいう。

4-2-2（重）

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談・助言体制が適切に整備されていること。

4-3 就業支援

4-3-1（重）

学生の能力及び適性、志望に応じて、主体的に環境・造園の専門家としての進路を選択できるように、必要な情報の収集、提供及び指導・助言体制が適切に整備されていること。

解釈指針（４－３－１－１）

「指導・助言体制の整備に務めている」とは、学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、適切な相談窓口の設置など支援体制が整備されていることをいう。

４－４ 障害のある学生に対する支援

４－４－１（重）

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制が適切に整備されていること。

解釈指針（４－４－１－１）

「受験の機会を確保する」とは、身体に障害のある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応などの工夫がなされていることをいう。

解釈指針（４－４－１－２）

「学習や生活上の支援体制の整備に努めている」とは、身体に障害のある学生に対して、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮がなされていることをいう。

第５章 教員組織

５－１ 教員の資格と評価

５－１－１（法）

環境・造園系専門職大学院においては、各研究科及び専攻の種類並びに規模に応じ、教育上必要な教員が置かれ、かつ教員と事務職員等からなる教育研究実施組織が編成されていること。なお、教育研究実施組織の編成は、新たな組織や人員の配置を求めるものではない。

解釈指針（５－１－１－１）

教育研究実施組織では、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下で、当該環境・造園系専門職大学院の運営やその改善・向上において、組織的かつ効率的な連携体制が確保されていること。

５－１－２（法）

基準５－１－１に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当しかつその担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- （１）当該専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者。
- （２）当該専攻分野について、高度の技術技能を有する者。
- （３）当該専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者。

解釈指針（５－１－２－１）

基準５－１－２に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、１個の専攻に限り、学部の基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く））又は修士課程、博士課程若しくは他の専門職学位課程を担当する教員が兼ねることができる。ただし、修士課程、博士

課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）又は他の専門職学位課程を担当する教員については、当該課程を廃止し、又は当該課程の収容定員を減じてその教育研究実施組織を基に専門職学位課程を設置する場合（専門職学位課程を廃止し、又は収容定員を減じる場合にあっては、教育研究上の目的及び教育課程の編成に重要な変更がある場合に限る。）であって、当該設置から5年間を経過するまでの間に限り、認めるものとする。

解釈指針（5-1-2-2）

解釈指針5-1-2-1のうち、学部の基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く））又は修士課程、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程に限る。）若しくは他の専門職学位課程を担当する教員は、必置教員数のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内で兼務を認める。

5-1-3（重）

教員の最近5年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実践を架橋する環境・造園系高度専門職教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示していること。

5-1-4（重）

基準5-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示していること。

5-1-5（重）

教員の採用及び昇任に関しては、教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

5-2 専任教員の配置

5-2-1（法）

専任教員の数は、法令上の基準を遵守していること。

解釈指針（5-2-1-1）

「法令上の基準」とは、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人あたりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（少数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていることをいう。

5-2-2（法）

5-2-1で専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる環境・造園系専門職大学

院について1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

5-2-3 (法)

基準5-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。

5-2-4 (追)

環境・造園専門職大学院は、それぞれの教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には、基準5-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

5-3 研究者教員の配置

5-3-1 (重)

研究者教員(5-4-1で規定する実務家教員以外の教員)は、教育歴を有しかつ担当する授業科目にかかる高度の研究能力を有するものであること。

解釈指針(5-3-1-1)

「教育歴を有する」とは、研究教育機関等において教員として3年以上の経験を有することをいう。

解釈指針(5-3-1-2)

「高度の研究能力を有する」とは、担当する授業科目の分野において、過去5年間一定の研究業績を有することをいう。

5-4 実務家教員の配置

5-4-1 (法)

基準5-2-1に規定する専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有しかつ高度な実務の能力を有するものであること。

解釈指針(5-4-1-1)

基準5-4-1に規定するおおむね3割の専任教員の数には、同専任教員の数の3分の2を乗じて算出される数(小数点以下の端数は、これを四捨五入する。)の範囲内であれば、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には1年につき4単位以上の授業科目を担当しかつ教育課程の編成その他の環境・造園系専門職大学院の組織の運営について責任を担う者であることが必要となる。

5-4-2 (追)

基準5-4-1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していることが望ましい。

5-5 専任教員の担当科目の比率

5-5-1 (法)

各環境・造園系専門職大学院における教育課程の主要な科目については、原則として当該科目を適切

に指導できる専任教員が配置されていること。

解釈指針（5-5-1-1）

「原則として当該科目を適切に指導できる専任教員が配置」とは、5-5-1に掲げる科目が、概ね専任の教授及び准教授によって担当されていることをいう。

5-5-2（法）

専攻の教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員構成で、特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮していること。

5-6 教員の教育研究環境

5-6-1（追）

環境・造園系専門職大学院の教員の授業負担は、年度ごとに適正な範囲内にとどめられていることが望ましい。

解釈指針（5-6-1-1）

「年度ごとに適正な範囲」とは、環境・造園系専門職大学院を含む他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む）を通じて年間30単位以下であることとし、年間24単位以下にとどめることをいう。

5-6-2（追）

環境・造園系専門職大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるなど対策が講じられていることが望ましい。

5-7 教育上及び研究上の職務を補助する職員の配置

5-7-1（法）

環境・造園系専門職大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が置かれていること。

5-7-2（法）

環境・造園系専門職大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準7-1-3に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることとその他必要な取り組みを行っていること。

第6章 施設、設備及び図書館等

6-1 施設の整備

6-1-1（法）

環境・造園系専門職大学院には、その規模に応じて、教員による教育及び研究並びに学生の学習、その他当該環境・造園系専門職大学院の運営に必要で十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習

室、自習室、図書館、教員室、事務室、その他の施設が備えられていること。

解釈指針（6-1-1-1）

「必要で十分な」とは、教室、演習室、実習室は、当該環境・造園系専門職大学院におけるすべての授業を支障なく、効果的に実施することが可能な規模、質及び数が備えられていることをいう。

解釈指針（6-1-1-2）

特に教員室は、少なくとも各専任教員につき1室が備えられていることが望ましい。また、非常勤教員に対しては、勤務時間に応じて、授業等の準備を行うことができるスペースを確保されていることが望ましい。

6-2 設備の整備

6-2-1（法）

環境・造園系専門職大学院には、教員による教育及び研究並びに学生を支援するのに必要な設備が整備されていること。

6-3 図書館の整備

6-3-1（法）

図書館には学生の学習及び教員の教育研究のために、必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。また、図書館の開館時間は学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されていること。

第7章 教育改善

7-1 教育内容等の改善措置

7-1-1（法）

環境・造園専門職大学院は、社会の要請を踏まえた教育の成果の評価に基づく、学習・教育目標や授業科目およびカリキュラム等の見直しを、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて実施していること。

解釈指針（7-1-1-1）

「社会の要請を踏まえた教育の成果の評価に基づく、学習・教育目標や授業科目およびカリキュラム等の見直し」に当たっては、次に掲げる事項について教育課程連携協議会で審議することとされている必要がある。

- （1）授業科目の開設その他のカリキュラム等に関する基本的な事項
- （2）授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

解釈指針（7-1-1-2）

教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する必要がある。この場合において、（1）から（4）に掲げる者をそれぞれ1人以上含み、かつ、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該専門職大学院

を置く大学の教職員以外の者とする必要がある。ただし、(3)及び(4)に掲げる者については当該専門職大学院の判断により置かないことができる。

(1) 当該専門職大学院の専任教員

ただし、当該専門職大学院が必要と認める場合は、専任教員以外の教職員を加えることができる。

(2) 環境・造園系の実務の経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(4) 当該専門職大学院を置く大学の教職員以外の者

なお、「教育課程連携協議会」は、設置基準上の教育課程連携協議会に相当することが学内規程等により示されていれば、その名称は必ずしも「教育課程連携協議会」である必要はない。

解釈指針(7-1-1-3)

「教育の成果の評価」の例として次に掲げられるものが考えられる。

(1) 環境・造園系の企業・団体等への就職状況。

(2) 環境・造園系の企業・団体等における修了生の活躍の状況。

(3) 技術士、造園施工管理技士、土木施工管理士、登録ランドスケープアーキテクト、樹木医等の資格の取得状況。

(4) 設計競技などにおける学生・修了生の成績の状況。

(5) 学生・修了生の環境・造園系表彰の受賞状況。

(6) 関連の学協会等における評価の状況。

7-1-2 (法)

環境・造園系専門職大学院は、教育の内容及び方法等を改善するための仕組みを有していること。

解釈指針(7-1-2-1)

「教育の内容及び方法等を改善」の対象として、例えば次に掲げるものが考えられる。

(1) 教育内容に関わるものとして、科目区分を意識したシラバスと授業内容、学生の理解度や習熟度に配慮した授業内容、授業科目間の連携及び授業内容の相互調整、理論教育と実践教育の架橋を図る授業内容等。

(2) 教育方法に関わるものとして、密度の高い教育を実施するための、適正な規模のクラス編成、授業の進め方やその形態の工夫、学生に対する発問や質疑への対応の仕方、学生相互間の討論を導き出す工夫、予習復習に関する適切な指示、授業で使用する教材や配布資料の選定等。

7-1-3 (法)

上記の仕組みを基に改善の取り組みが、組織的かつ継続的に行われ、その改善結果を学外に公開していること。

解釈指針(7-1-3-1)

「改善の取り組み」の例として次の各号に掲げるものが考えられる。

(1) 教育成果の評価を受けて、教員相互で行う学習・教育目標やカリキュラムに関する検討。

(2) 教員相互の授業参観等の実施。

- (3) 教育の内容及び方法に対する学生（修了生を含む）、同僚教員、外部者等の評価を受けて行う教員相互の討議。
- (4) 国内外の専門家を交えた講演会、研修会、シンポジウム等の開催。

解釈指針（7-1-3-2）

「改善の取り組み」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。

- (1) 研究者教員には、実務上の経験を有している者を除き、担当する授業科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得させ、実務教員には、教育実績を有する者を除き、教育研修の機会を得させること。
- (2) カリキュラムの効果的な実施のために、相互に連携する機会を十分に確保すること。

解釈指針（7-1-3-3）

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、環境・造園系専門職大学院内に教育内容等の改善に関する組織が設置され、当該組織が収集管理する情報に基づき、改善すべき項目及びその方法に関する方針が決定され、改善に結びつける取り組みが適切に実施されていることをいう。また、その結果を、学外に公開されていることを含む。

7-1-4（法）

環境・造園系専門職大学院は、過去に実施された自己点検・評価並びに認証評価の結果を踏まえ、教育の内容及び方法等についての見直しを組織的かつ継続的に行うことにより、その水準の向上が図られていること。

解釈指針（7-1-4-1）

過去に実施された自己点検・評価並びに認証評価の結果を、解釈指針（7-1-2-1）および解釈指針（7-1-3-2）に見られる、教育の内容及び方法等の改善・向上に結び付けていること。